

対策本部としての主張項目（案）

- 1 地域活力基盤創造交付金（仮称）の制度設計については、引き続き地方の意見を採り入れること。具体的には、
 - （１） 対象事業については地方の実情に合わせ柔軟に対応するなど、一般財源化の趣旨に添って、地方自治体が活用しやすい、自由度の高い仕組みとすること
 - （２） 配分額を決定する際には道路整備が遅れている地域へ配慮するとともに、客観的指標を用いるなど透明性を確保し、配分結果についての検証が可能な仕組みとすること
財政力の弱い自治体が多いことを考慮し、財政力に応じて手厚く配分する仕組みについても検討する必要（現行の交付金制度では最大70%まで国費率を引き上げ）
- 2 平成21年度予算案等については、その審議に全力を尽くし、地方に混乱を来すことのないよう、今年度内に成立させること

また、平成20年度第2次補正予算案及びその関連法案「地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案」（揮発油税の減収補てん措置）についても早期に成立させること
- 3 高規格幹線道路をはじめとする幹線道路ネットワークについては、「経済緊急対応予備費」（1兆円）の活用も含め、着実な整備が可能となるよう措置すること
- 4 事業評価において、救急医療や観光、地域活性化、企業立地、安全・安心の確保など、地域にもたらされる様々な効果を含めて総合的に評価し、事業の必要性を適切に判断する仕組みについて早期に具体化すること
- 5 国の直轄事業に関する地方負担金は、原則として廃止すること。特に、維持管理に係る地方負担金は、早急に廃止すること